

制度は「使える」
ものでなければ
意味がない

犯罪被害者にとって よりよい弁護制度のために

被害者・遺族が「費用・要件・立替」の不安なく、
必要なときに必要な弁護を受けられる制度へ

刑事

民事

交渉

報道対応

資力要件

支給額

支払時期

実費

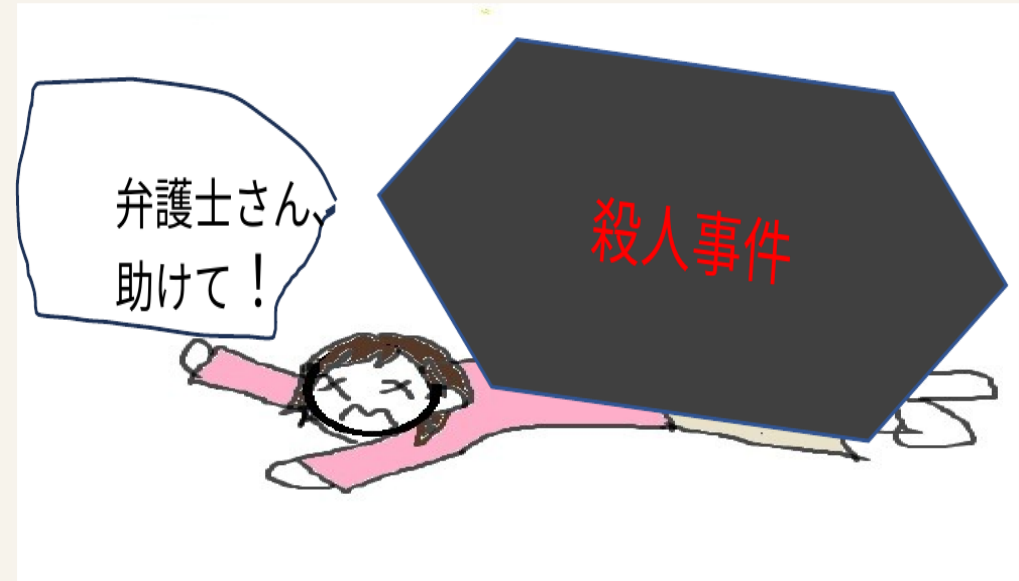
事件直後から必要になる支援

2004/11/25 **事件発生** 拉致・行方不明

2004/12/25 **遺体発見** 犯罪被害者遺族になる

直後 **葬儀・事務作業** 連絡、手続、調整が一気に発生

同時に **家族を守る** 学童期の子どもと年老いた両親を支える



日常生活を存続させるための助言はあっても、刑事裁判を経験した人は周囲にいない。

被害者は、事件直後に「未知の司法の世界」へ突入する。

司法・報道・加害者側対応が、短期間に重なって押し寄せる

刑事裁判

刑事裁判開始前に、見通しと対応を相談できる存在が必要

マスコミ取材

その後も複数回の取材。報道被害・二次被害への対応が必要

加害者親族の謝罪訪問

2日間に3回、約10人の親族が、加害者弁護人を随行して訪問

「どこを見回しても教えてくれる人がいない」状態で、法的判断だけが先に求められる

。

弁護士の必要性は、裁判で終わらない

刑事（出所後）・民事（時効対応・支払われるまで）、支援は長く続く

刑

刑事裁判

2005/3/2 刑事裁判開始
約1年間・13回の期日すべてに弁護士が同行
裁判の仕組み、傍聴手配、検察官説明などを支援

3時間 × 13 = 39時間
準備（記録検討、検察官面談、依頼者打合せに約10時間）
約50時間

民

民事・交渉

損害賠償の民事裁判
会社との仲裁
加害者側・関係者への対応
生活再建のための判断

1億4千万円の標準報酬
着手金：489万円
報酬金：978万円

訴状作成（打合せ含め） 15時間
関係者ヒアリング 20時間

長

再提訴

10年目の請求権確認の訴え
現在も再び時効を迎える
事件から20年以上たっても
なお弁護士が必要

訴状作成（労災計算）
20時間

結論：犯罪被害者等に弁護士は絶対に必要！

100時間以上

被害者参加施行後の現在 ～ なぜ被害者に弁護士が必要か

刑

刑事手続

被害者参加・裁判員
記録検討
心情意見陳述
受刑状況把握

民

民事・損害賠償

賠償請求
強制執行
破産対応
時効への対応

交

加害者との交渉

示談交渉
刑事罰への影響
接触禁止、守秘義務
安全確保（経路など）

報

マスコミ対応

報道被害
ウェブサイト削除
二次被害への対応

安

ストーカー対応

安全確保（禁止命令）
警察との連携

被害者弁護は、「裁判だけ」ではなく、事件直後から、裁判終了後も何年にもわたり、
刑事・民事・マスコミ対応・安全確保の上で、必要になる。

資力要件の問題

¥

経済的負担

被害にあった上に、さらに費用がかかることへの抵抗

!

事件直後

弁護士費用を考える余裕がない後に知り、必要だったと後悔

家

生活不安

一家の大黒柱や収入を失った上、老後・生活資金を取り崩す躊躇

● 費用の心配なく依頼できる制度に

➔ 資力要件の撤廃（資力にかかわらず、一律、弁護士費用助成を）

世帯合算の落とし穴

以前 個人ごとの判断



新制度 世帯全体で合算

- 現状の被害者弁護士制度の資力要件は、世帯基準
国選被害者参加・犯罪被害者援助→個人ごと
なぜ、この制度だけ、世帯全体？

性被害

配偶者に被害を知られたくない／
隠せない

緊急時

調査に時間がかかり、すぐ依頼で
きない

配偶者殺人

預貯金が分からない・すぐ使えない・
相続分の扱いも問題

世帯合算ではなく、被害者個人の保有流動資産でみて

委託援助の対象だったが、新制度では対象外

深刻な被害は、死亡・後遺障害事件だけに限られない

傷害（全治3か月内）

ストーカー
（住居侵入）

民事事件について、
民事扶助を利用すると、
弁護士費用の償還義務あり
＝被害者本人の負担

リベンジポルノ

盗撮

痴漢（条例違反）

「事件名」ではなく、被害の深刻さ・支援の必要性から対象を考える

新制度の問題点



R8.1以前の制度設計（委託援助＋民事扶助）より、低額になった！

→少なくとも従前の基準以上にしてほしい

→不合理な減額事由を見直してほしい

支払時期・減額事由・実費



支払時期

受任後すぐに支給されず、多くの事件を受けられない。
(中間報告をしても6か月はただ働き)

- 日々の生活費、事務所維持経費が必要
- 無料奉仕を先行できない



減額事由

「示談交渉なし」は実情に合わない

- 被害者は処罰を求めており、示談を希望していない。
- 示談交渉の有無は、弁護側次第
- 望まない示談を、被害者に強要する弁護士がでかねない



実費

記録の謄写費用などの実費は弁護士が立て替え

- 事件によっては記録の謄写費用が数十万円に及ぶこともあるが、新制度の上限は10万円
- 中間決定で支払いを受けることもできるが、それまでは弁護士が立て替えることになる

被害者弁護の担い手は、未だ、収入の乏しい若い弁護士が少なくない。

運用負担が重いほど、担い手不足は深刻化し、地方ではさらに影響が大きい。

よりよい制度のために

1 資力要件の撤廃

すべての被害者に弁護士を

2 対象犯罪を実情に合わせて拡大

ストーカー・性被害等を含める

3 支給額を少なくとも従前基準以上に

不合理な減額を見直す

4 着手金の支給は、受任時に

担い手不足を防ぐ

よりよい制度のために

- 事件直後、弁護士で困ること多い。
 - 犯罪被害者に関わる弁護士は少ない。収入につながらないと若い人が育たない。
 - せっかく被害者支援をやっていてもやめてしまう。
 - きちんと職業として成り立つように、費用が出るようにしていただく必要がある。
-
- 被害者の支援をする、信頼できる弁護士を見つけるのは大変。
 - 被害者弁護を取り扱う先生に行き着くことができる人と、行き着けない人とでは、その後の人生が全然違う。
-
- 犯罪被害者にかかわって、とても悩まれる弁護士の先生がいる。
 - 被害者から料金をもらってはいけないという空気があるが、それは違う。きちんともらったうえでやっていただく、そういうこと（被害者から料金と取ってはいけないと）言わないで欲しい、国から弁護士へ出すことをしっかり考えないといけない。

1

2

3

ご清聴ありがとうございました。

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）
幹事 近藤さえ子